

第6章 地域子ども・子育て支援事業の充実

1 地域子ども・子育て支援事業の需要量及び確保の方策

- 国から提示される基本指針等に沿って、「地域子ども・子育て支援事業の量の見込み」を定めます。
- 設定した「量の見込み」に対応するよう、事業ごとに地域子ども・子育て支援事業の確保の内容及び実施時期を設定します。
- 計画期間における量の見込み、確保の方策は以下のとおりです。

(1) 利用者支援事業

子どもや保護者が幼稚園・保育園での学校教育・保育や一時預かり、放課後児童クラブ等の地域子育て支援事業の中から適切なものを選択し円滑に利用できるよう、福祉に関わる各機関で情報提供や相談を含めた支援を行う事業です。

[対象年齢]0～5 歳

羽幌町では、引き続き利用者への支援を行います。

量の見込み

(単位:箇所)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
実施箇所	1	1	1	1	1

(2) 地域子育て支援拠点事業

公共施設や保育所、公民館等の地域の身近な場所で、乳幼児のいる子育て中の親子の交流や育児相談、情報提供等を実施する事業です。

[対象年齢] 0～2 歳

羽幌町では、現状に引き続き実施します。

量の見込み

(単位:月延べ利用者数)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み(人)	107	100	92	81	73
確保の方策(か所)	1	1	1	1	1

（３）妊婦健診事業

母子健康手帳交付時に、医療機関等で行われる健診の受診票を交付し、妊婦健康診査の費用を補助しています。

羽幌町では、現状に引き続き実施します。

量の見込み

（単位：年間延べ回数）

	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
量の見込み （年間延べ人数）	120	112	196	80	80
確保の方策	210	196	168	140	140
母子手帳申請時に、妊婦が行う 14 回分の健診費用の助成券を交付します。					

平成 30 年度から、産後うつ予防や新生児への虐待予防等を図るため、産後 2 週間前後及び 1 カ月前後の出産後間もない時期の産婦に対する健康診査 2 回を公費負担しています。

（４）乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）

生後 4 か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、様々な不安や悩みを聞き、子育て支援に関する情報提供などを行います。また、親子の心身の状況や養育環境などの把握や助言を行うとともに、支援が必要な家庭に対しては適切なサービス提供を行います。訪問を乳児のいる家庭と地域社会をつなぐ最初の機会とすることにより、乳児家庭の孤立を防ぐことを目指す事業です。

[対象年齢]0 歳

羽幌町では、現状に引き続き実施します。

量の見込み

（単位：人）

	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
量の見込み	15	14	12	10	10
確保の方策	町保健師が出生後 4 ヶ月以内を目途に全戸訪問を実施します。				

（５）養育支援訪問事業

乳児家庭全戸訪問事業等により把握した、特に支援を必要とする妊婦や児童に対して、保健師等が居宅を訪問し、養育に関する相談、指導、助言その他必要な支援を行う事業です。

羽幌町では、現状に引き続き実施します。

量の見込み

（単位：人）

	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
量の見込み	4	4	4	4	4
確保の方策	養育支援が必要な家庭が判明した場合、児童担当部局や保健師並びに関係機関が支援を行います。				

（６）子育て短期支援事業（ショートステイ）

保護者が、疾病・疲労など身体上・精神上・環境上の理由により児童の養育が困難となった場合等に、児童養護施設などにおいて養育・保護を行う事業です。

〔対象年齢〕0～5 歳

羽幌町では、実施していませんが、体制確保のための情報収集に努めます。

（７）子育て援助活動支援事業（就学後 ファミリー・サポート・センター事業）

子育ての手助けがほしい人（依頼会員）、子育てのお手伝いをしたい人（提供会員）、両方を兼ねる人（両方会員）に会員登録いただき、子育てのサポートを提供する相互援助活動を行います。就学児対象のファミリー・サポート・センター事業です。

〔対象年齢〕 就学児

羽幌町では、ニーズ調査の結果、就学児に係るファミリー・サポート・センターの利用希望はありませんが、今後も情報収集に努めます。

（８）一時預かり事業

保護者のパートタイム就労や疾病・出産などにより保育が一時的に困難となった乳児又は幼児について、保育所その他の場所において、一時的に保育預かりを行う事業です。

〔対象年齢〕 ①幼稚園在園児は 3～5 歳 ②在園児以外は 0～5 歳

①幼稚園における在園児対象型

羽幌町では、現状に引き続き実施します。

量の見込み

(単位:年間延べ利用者数)

	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
量の見込み合計 (人)	3, 162	2, 453	2, 125	1, 935	1, 826
幼稚園の在園児を 対象とした一時預かり (1号認定見込み)	1, 765	1, 371	1, 214	1, 116	1, 023
幼稚園の在園児を 対象とした一時預かり (2号認定見込み)	1, 397	1, 082	911	819	803
確保の方策 (人)	13, 260	13, 260	13, 260	13, 260	13, 260

②保育園等(幼稚園での在園児対象型以外)

羽幌町では、現状に引き続き実施します。

量の見込み

(単位:年間延べ利用者数)

	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
量の見込み (人)	1, 028	995	924	891	905
確保の方策 (人)	1, 560	1, 560	1, 560	1, 560	1, 560
保育園の一時預かり (在園児対象型以外)	1, 560	1, 560	1, 560	1, 560	1, 560
子育て援助活動支援事業 (ファミリー・ サポート・センター)	0	0	0	0	0

(9) 時間外保育事業(延長保育事業)

保護者の就労形態の多様化、長時間の通勤等に伴う延長保育需要に対応するため、通常保育時間(11時間)として、最長で午前7時30分から午後6時30分の保育を実施しています。

[対象年齢]0～5歳

羽幌町では、現状に引き続き実施し、11時間を超える保育については、情報収集に努めます。

(10) 病児保育事業、子育て援助活動支援事業（病児・緊急対応強化事業）

病児・病後児保育事業は、病気にかかっている子どもや回復しつつある子どもを病院等の医療機関や保育施設の付設の専用スペース等で看護師等が一時的に預かる事業です。

〔対象年齢〕 0～5 歳

羽幌町では、病児保育事業の利用希望者はいますが、保育施設及び医療施設において病児保育事業を行うための体制が整っておらず、必要となる人材の確保も困難な状況にあります。今後も情報収集に努めます。

(11) 放課後児童健全育成事業（こぐま児童会）

主に保護者が就労等により昼間は家庭にいない小学生に、適切な遊びや生活の場を与えて、児童の健全育成をはかる事業です。

〔対象年齢〕 就学児（6～11 歳）

羽幌町では、現状に引き続き「こぐま児童会」で実施します。また、放課後こども教室との連携等に関しては、国の指針などの情報収集に努めます。

量の見込み

（単位：人）

		令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
量の見込み		30	27	25	21	18
	1 年生	15	13	9	8	7
	2 年生	6	8	8	6	5
	3 年生	4	2	4	3	2
	4 年生	3	2	2	2	2
	5 年生	1	1	1	1	1
	6 年生	1	1	1	1	1
確保の方策		34	34	34	34	34
過不足		4	7	9	13	16

(12) 子育て世帯訪問支援事業

家事・育児等に対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を訪問支援員が訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・育児等の支援を実施することにより、家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐことを目的とした事業です。

羽幌町では、現在実施を予定していませんが、関係機関と連携を図りながら対象世帯の把

握に努めるとともに、今後のニーズや状況を勘案しながら、必要に応じた検討を行います。

（13）児童育成支援拠点事業

養育環境等に問題を抱える家庭や学校に居場所のない児童等に対して、当該児童の居場所となる場を開設し、児童とその家庭が抱える多様な課題に応じて、生活習慣の形成や学習のサポート、相談支援、食事の提供等など、さまざまな支援を行う事業です。

羽幌町では、現在実施を予定していませんが、関係機関と連携を図りながら対象児童の把握に努めるとともに、今後のニーズや状況を勘案しながら、必要に応じた検討を行います。

（14）親子関係形成支援事業

児童との関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者とその児童に対し、講義やグループワーク等を通じて、児童の心身の発達の状況等に応じた情報の提供、相談や助言を実施するとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みを相談・共有し、情報の交換ができる場を設ける等の必要な支援を行うことにより、親子間における適切な関係性の構築を図る事業です。

羽幌町では、現在実施を予定しておりませんが、今後のニーズや状況を勘案しながら、必要に応じた検討を行います。

（15）妊婦等包括相談支援事業

妊娠時から妊産婦等に寄り添い、出産・育児等の見通しを立てるための面談や継続的な情報発信等を行うとともに、身近な場所で相談に応じ、多様なニーズに応じた支援に繋ぐ事業です。

羽幌町では、安心して出産、子育てができるよう、妊娠から出産まできめ細やかな相談、指導を行います。

量の見込み

（単位：年間延べ人数）

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	60	56	48	40	40
確保の方策	60	56	48	40	40
妊娠届出時、妊娠中期（19～23週頃）、妊娠後期（30～34週頃）、新生児訪問時に実施します。保健師、管理栄養士、保育士が連携を図りながら実施します。新生児訪問後も必要に応じて実施します（養育支援訪問事業等）。					

(16) 乳児等通園支援事業

保育所等を利用していない6か月から満3歳未満の子どもが、保護者の就労にかかわらず月一定時間の枠のなかで、時間単位等で柔軟に保育所等に通える制度です。

羽幌町では、乳児等通園支援事業が令和8年度から給付化されることから、令和8年度から認定こども園による余裕活用型、幼稚園による一般型による事業を実施します。

量の見込み

(単位:人日)

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
0歳	量の見込み	1	1	1	1	1
	確保の方策	0	1	1	1	1
1歳	量の見込み	1	1	1	1	1
	確保の方策	0	1	1	1	1
2歳	量の見込み	1	1	1	1	1
	確保の方策	0	3	3	3	3

(17) 産後ケア事業

退院直後の母子に対して心身のケアや育児のサポート等を行い、産後も安心して子育てができる支援体制の確保を行う事業です。

羽幌町では、現状に引き続き、助産師に委託し実施します。

量の見込み

(単位:年間延べ人数)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	42	40	34	28	28
確保の方策	42	40	34	28	28

(18) 実費徴収に係る補足給付を行う事業(世帯の所得の状況等に勘案して物品購入に要する費用等の全部又は一部を助成する事業)

保護者の世帯所得の状況等勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品・文具等の物品購入に要する費用や行事への参加に要する費用等の全部又は一部を助成する事業です。

羽幌町では、実費徴収に係る補足給付を行っていませんが、事業の情報を今後も収集していきます。

（19）多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置、又は運営を促進するための事業です。

羽幌町では、新規参入を希望する事業者からの相談、助言等を行います。